

学校いじめ防止基本方針

北茨城市立関本小中学校長

I めざす学校像

- 1 児童生徒が光り輝き，学びたくなる学校
- 2 創意を生かし，活力と信頼を生む，開かれた学校
- 3 環境が整備され，清潔で潤いのある学校

II めざす児童生徒像

- 1 自ら考え，正しい判断力と行動力を磨き合う児童生徒
- 2 自他の違いを認め，互いに協力しながら活動できる児童生徒
- 3 たくましい心身を鍛え，自己実現のために高め合う児童生徒
- 4 自他の命を大切にす児童生徒

III めざす教師像

- 1 熱き情熱と愛情をもって，生徒の生きる力を育む教師
- 2 自己を磨く魅力ある教師
- 3 保護者・地域から信頼され，共に歩む教師
- 4 チームワークがよく，明るく活動的な教師

IV-1 本校のいじめ防止基本方針

- 1 豊かな情操と道徳心・人権感覚を培う教育の推進
- 2 人と心の通う交流のできる能力の素地を養う
- 3 全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充

IV-2 基本的な方針

☆全職員が協働・共感し，組織体としていじめの未然防止，早期発見，早期対応に取り組む

1 本校におけるいじめ防止に関する措置

<未然防止>

- ① 教頭及び教務主任，生徒指導主事を中心とした「いじめ防止対策委員会」を設置し，定期的な会議を行い，いじめ防止に対する教育活動の年間指導計画を作成し，人権感覚を養う。また，毎月1回は，生徒指導連絡協議会にスクールカウンセラー等の外部専門家に組織の一員として参加していただき，助言を得る。
- ② 好ましい人間関係の構築を図るとともに，校内教育相談体制・支援体制を強化する。教育相談や教育支援機能を充実するために，生徒指導主事を中心に，定例の生徒指導連絡協議会を開催しながら，スクールカウンセラー，心の教室相談員と連携し，教師全員のカウンセリングマインドの向上をめざして児童生徒や保護者の悩み等に迅速に対応する。
- ③ 児童生徒と接する機会を多くもち，話を聞き，思いを理解しながら，児童生徒の良さや個性を伸ばす努力をするとともに，道徳の時間を中心とした全教育活動において，基本的な生活習慣，規範意識，人権感覚，人間関係を築く力，社会参画への意欲や態度を育成し，現在及び将来における人間としての生き方について深く考えることができるようにする。
- ④ 児童生徒会を中心に，児童生徒が主体となっていじめ防止のためのルール作り等を作成するとともに，いじめゼロ集会の実施や人権コーナーの設置，いじめ防止キャンペーン等の実践を支援し，いじめを許さない集団づくりに努める。
- ⑤ 児童生徒に学校生活の秩序を保つことの意義を理解させるとともに，コミュニケーション能力，社会性や自尊感情，達成感，自己有用感の育成のために，所属感のある学級作りを工夫する。
- ⑥ 体験的な学習を組織的・系統的に行うとともに，大人の生き方を学ばせ，「人間関係形成能力」「情報活用能力」「将来設計能力」「自己決定力」等の育成を図る。
- ⑦ 「茨城県いじめの根絶を目指す条例」の周知，いじめ未然防止に役立つ校内研修を計

画的に行い、教員の指導力の向上を図る。

- ⑧ 「携帯・スマホ教室」の実施を通して、児童生徒のネットモラルの向上に努め、インターネット上でのいじめの防止に努める。
- ⑨ 保護者会、学校運営協議会、地域懇談会等で学校での取組を説明し、保護者や地域の方々が理解し協力していじめ防止に努める。また、学校だよりやホームページ等を活用し、広く地域社会にいじめ防止の取組を理解していただく。
- ⑩ 教職員、生徒、保護者等により、いじめに関する学校評価を実施し、学校の取組を分析し、今後の指導の改善に生かす。

2 本校におけるいじめに対する措置（いじめ発生時）

<早期発見>

- ① 児童生徒へ学校生活アンケートやQ Uアンケートを実施し、その結果をいじめ防止対策委員会において分析し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ② 心の教室相談員やスクールカウンセラー（S C）等を中心とした教育相談体制を充実させ、いじめの芽を早期に摘み取る。
- ③ 問題行動の指導に当たっては、焦らず、あきらめず、侮らず、見逃さずを常に意識し、きめ細やかに愛情をもって指導する。
- ④ 市教育委員会によるネットパトロールの結果報告を分析し、ネットによるいじめに早期に対応する。
- ⑤ 学区内巡視を行って児童生徒の校外での様子を把握するとともに、地域の人々からの情報収集に努めるとともに、児童生徒の見守りをお願いする。

<早期対応>

- ① いじめられた生徒への対応
 - ア 児童生徒や保護者アンケートから、いじめと確認された場合は、校長の指示を受け、生徒指導主事を中心とした特別委員会を設置し、児童生徒から個別の聞き取り等を実施し、早急に対応する。
 - イ 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の記録をきちんととる。
 - ウ 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し理解を得るよう努める。
 - エ いじめられた児童生徒を守るために、全教職員で事実を共通理解し、全教職員によるサポートチームを構築し必要に応じ送り迎え等を実施し、解決に向けた支援を行う。
 - オ 養護教諭やスクールカウンセラー及び関係機関とも連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。
 - カ 緊急避難として欠席した場合には、学習を補償するためのプログラムを作成し、支援する。
 - キ 家庭訪問を随時行い、児童生徒に安心感をもたせる。
 - ク 教育委員会に事実関係を報告し、連携を図りながら対応する。
- ② いじめた生徒への対応
 - ア 事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした指導を継続的に行い、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起ささない環境及び体制を構築する。
 - イ いじめに至った原因や背景を確認し、考え方や言動を改めるための支援を行う。
 - ウ 家庭と連絡を取り合い、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し今後の指導に生かす。
- ③ 学校としての取組
 - ア いじめがあった事実を真摯に受け止め、いじめられた児童生徒の様々な環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
 - イ 学級経営の見直しや授業改善を図りながら児童生徒が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。
 - ウ 学校公開の実施、意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながら、地域ネットワークを活用し、いじめの起こりにくい学校にする。

3 本校におけるいじめに対する措置（重大事態発生時）

① 重大事態とは

- ア 児童生徒が自殺を企画した場合
- イ 児童生徒に精神性の疾患が発生した場合
- ウ 児童生徒が身体に重大に障害を負った場合
- エ 児童生徒が金銭等を奪い取られた場合
- オ 児童生徒が相当の期間学校を休むことを余儀なくされた場合
- カ 児童生徒がいじめ事案により転校を余儀なくされた場合

② 重大事態の報告

- ア 重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。

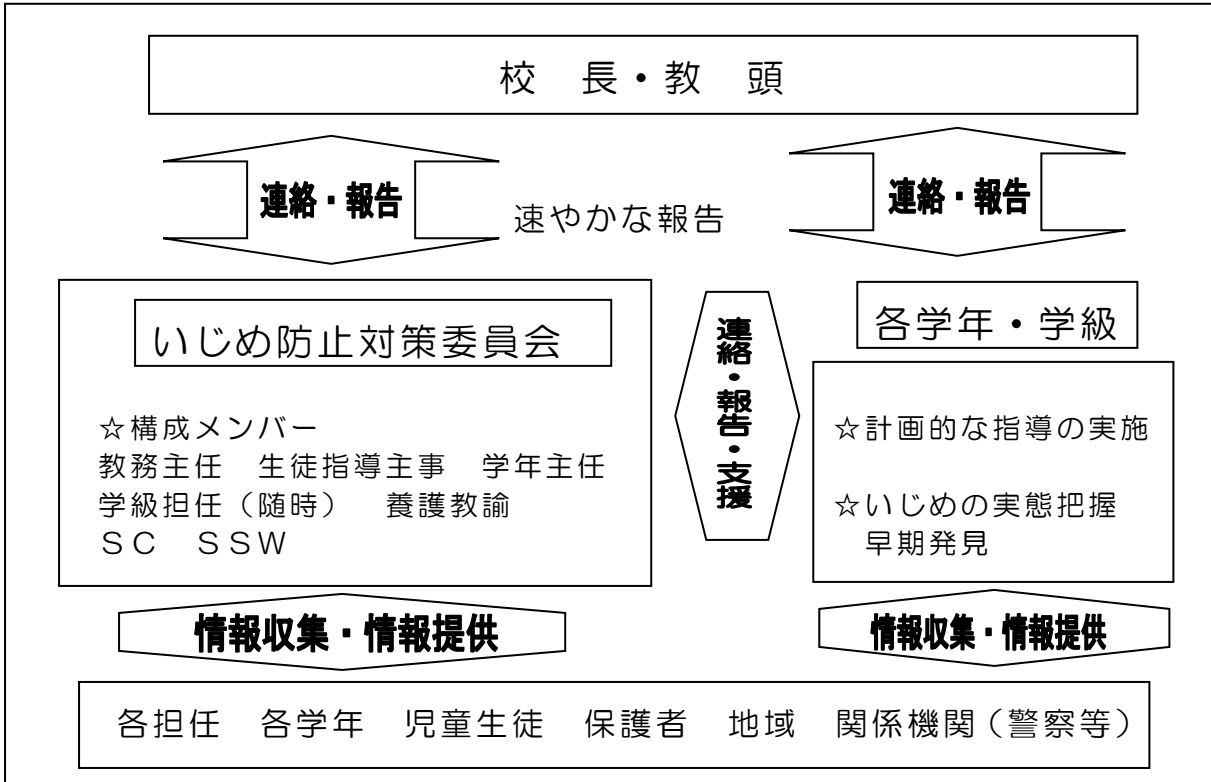
③ 重大事態の調査

- ア 調査には、教育委員会が主体又は学校が主体の調査がある。設置者が調査の主体を判断し、またその際、第三者を調査組織に含めるかどうかについても検討する。
- イ 学校は、重大事態に対処するとともに、速やかに「学校いじめ問題調査委員会」を設置し、教育委員会と連携して詳細な調査を実施し、その結果を教育委員会に報告する。調査段階で、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を加える場合は、教育委員会に協力を依頼する。
- ウ 学校が主体の調査では不十分だと教育委員会が判断する場合又は、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合は、教育委員会が調査を実施する。教育委員会が行う調査は、専門的知識を有する者のほか、第三者からなる「市いじめ問題調査委員会」を設置し、実施する。
- エ 学校においては、重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童生徒及び保護者に対しアンケート及び聞き取り等の実態調査を行い、事実関係を把握する。その際、被害児童生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対しては、学校としての説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を踏まえることとする。

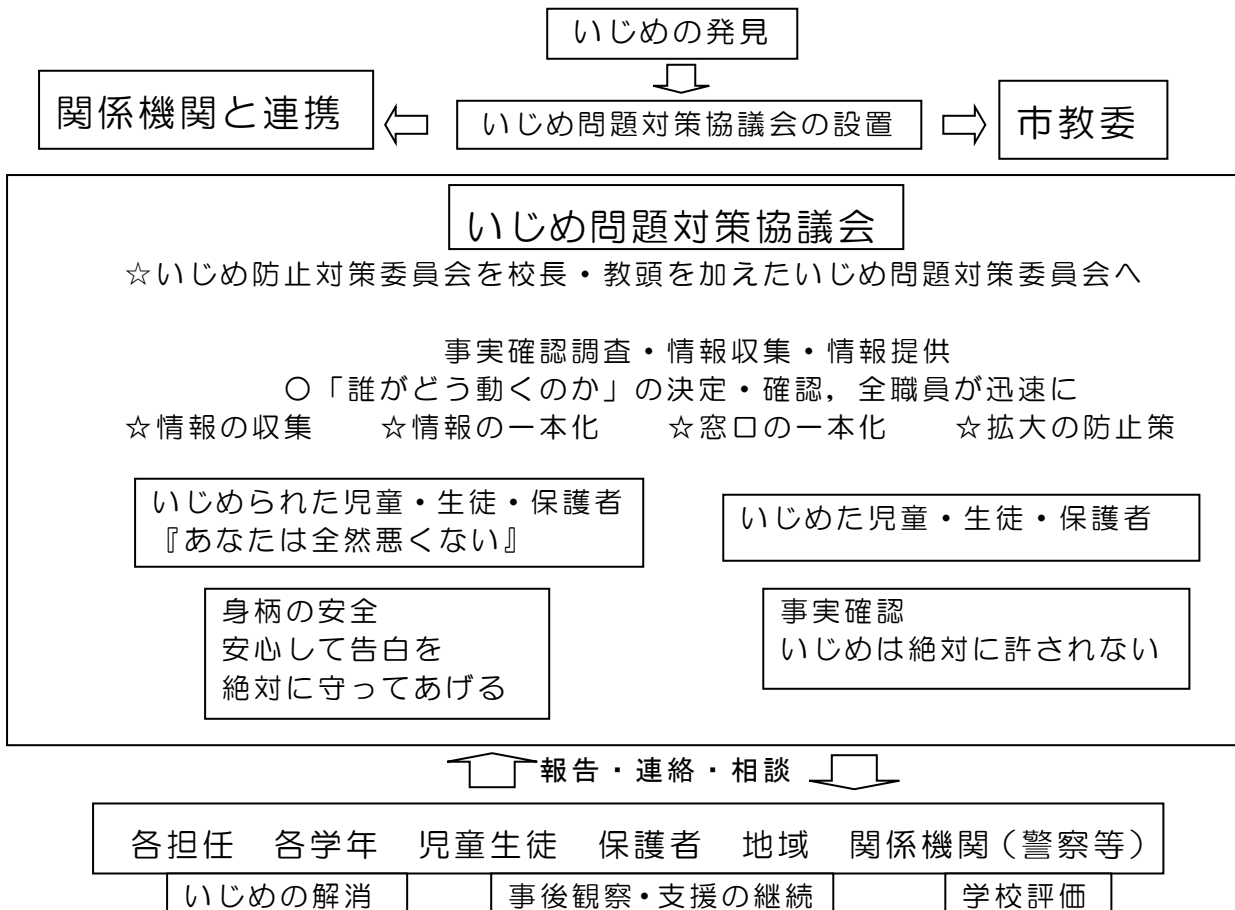
④ 重大事態への対応

- ア 学校は、教育委員会と十分に連携を図りながら、事態収拾及び再発防止について対応の基本方針を策定する。
- イ 学校においては、対応の基本方針に従って、校内サポートチームにより児童生徒、保護者及び地域社会に対応する。
- ウ 被害児童生徒、保護者の心情に寄り添い、最大限の配慮を払い、意向を十分にくみ取って対応する。合わせて、手厚く心のケアに努める。
- エ 加害児童生徒、保護者については、出席停止も視野に入れて毅然とした態度で対応する。合わせて、被害児童生徒、保護者の心情を思い知らせ、心からの反省の気持ちを引き出す指導をし、謝罪及び再発防止に努める。
- オ その他の児童生徒については、重大事態について説明し、動揺を抑えて心のケアを図り、さらに「絶対にいじめは許されない」ということを確認して再発防止に努める。事態解消後は、道徳及び人権教育のより一層の充実を通じて、いじめを生まない土壌の醸成を図る。
- カ 一般の保護者や地域社会に対しては、事態について説明し、理解を求めるとともに、重大事態の解消への協力を要請する。
- キ 重大事態の報道等への対応は、学校と教育委員会が事実関係及び対応について十分確認し合い、齟齬のないように行う。

V-1 いじめ防止体制（平常時）

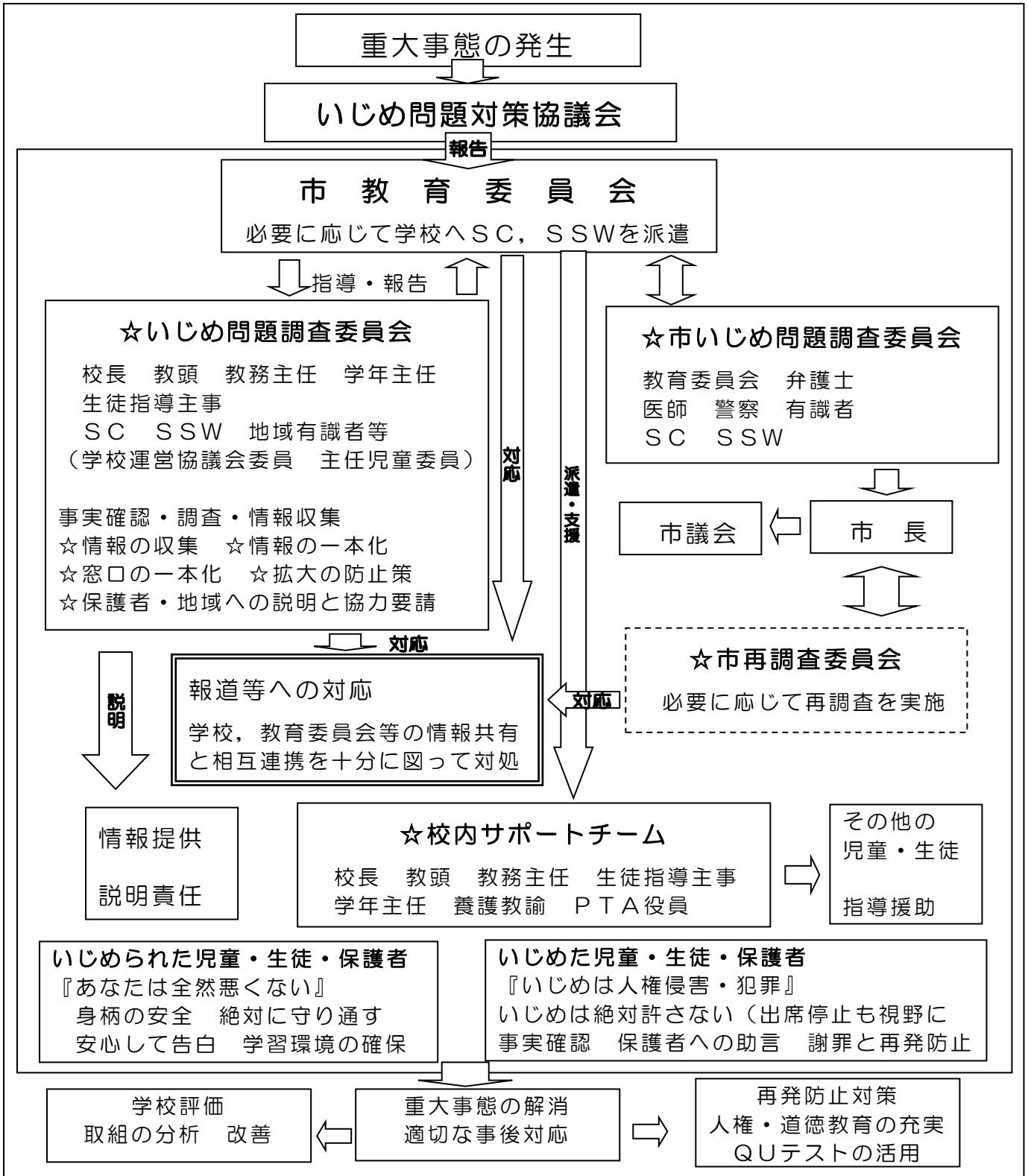


V-2 いじめ防止体制（いじめ発生時）



(継続して情報交換・援助) (日常観察・SC等との連携) (取組の分析・改善)

V-3 いじめ防止体制（重大事態発生時）



※重大事態が発生した場合、「いじめ問題対策協議会」は、直ちに市教育委員会に報告すると共に、その指導と支援を受け「いじめ問題調査委員会」を設置し、詳細な調査を実施して教育委員会に報告する。同時に、被害児童・家族に情報提供を行う。その調査結果が十分でなかった場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合は、「市いじめ調査委員会」が調査を行い、結果を市長に報告する。

※重大事態の報道等への対応は、学校と教育委員会が事実関係及び対応について十分に確認し合い、齟齬のないように行う。

※「校内サポートチーム」を設置し、被害児童・生徒、加害児童生徒、その他の児童・生徒に必要なケアや指導を行い、不安を解消するとともに、再発防止に努める。保護者・地域社会に対しては説明責任を果たし、学校への協力を要請する。

※「重大事態」への取組が適正であったか、学校評価において分析し、今後に備えて改善を図る。